

平成 27 年 2 月 5 日

ソニー生命保険株式会社

【新商品】「一時払終身保険（無告知型）」の発売について

ソニー生命保険株式会社（社長 井原 勝美）は、平成 27 年 5 月 2 日より新商品「一時払終身保険（無告知型）」を発売します。

1. 発売の背景

平成 27 年 1 月に相続税法が改正されたことにより、相続時の円滑な資産承継を目的とした生命保険の活用に関心が高まっています。

一方、比較的多くの資産を保有されているシニア層では、健康状態に不安を抱える人の割合が多く、生命保険を活用した資産承継対策へのニーズがあるにも関わらず、健康上の理由で生命保険に加入できないケースがあります。

そこで、今般、健康状態に不安がある人でも、生命保険を活用した資産承継を可能とすべく、健康状態に関する告知や診査が不要の一時払終身保険を発売します。

2. 「一時払終身保険（無告知型）」の特長

●保障は一生続きます

生涯にわたって死亡保障を確保できます。

●告知や診査なしでお申し込みいただけます

健康状態等の告知や医師の診査が不要ですので、健康状態に不安のある方でもお申し込みいただけます。

●シニア世代のかたも幅広くお申し込みいただけます

男性：50 歳から 80 歳 女性：50 歳から 85 歳の方がお申し込みいただけます。

●死亡保険金額^{*1}は、ご契約後の 15 年間毎年増加します

死亡保険金額は、ご契約後の 15 年間は契約時に定めた通増率^{*2}により 1 年ごとに増加します。16 年目以降は、終身にわたって定額のまま推移します。

^{*1} 契約日から 1 年間の死亡保険金額は基本保険金額と同額です。

^{*2} 通増率は保険金額が増加する割合で、契約年齢・性別により異なります。

●保険料の払込方法（回数）は一時払です

お支払いいただいた一時払保険料の金額が基本保険金額となります。

●契約者貸付制度の利用が可能です

急な資金が必要なときなどに、解約返戻金の一定範囲内で貸付を受けられる契約者貸付制度のご利用が可能です。

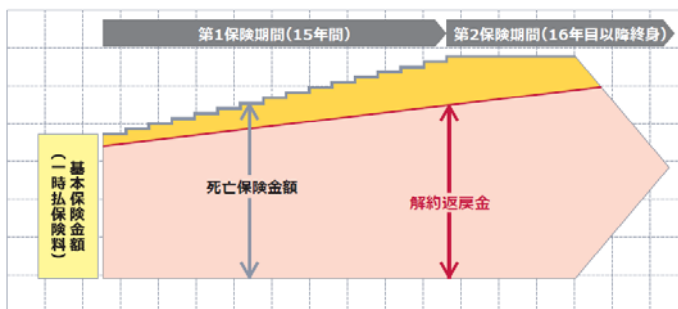
●複数の死亡保険金受取人を指定している場合、個別のお支払いも可能です

複数の死亡保険金受取人を指定している場合、代表者に支払うほか、死亡保険金受取人ごとへの個別支払も可能です。

3. 仕組図とご契約例

- ・ 契約年齢 60 歳 男性
- ・ 基本保険金額（一時払保険料） 1,000 万円
- ・ 保険期間 終身
- ・ 逓増率 1.0357%
- ・ 第 2 保険期間の死亡保険金額 1,155 万円

◆イメージ図



死亡保険金額の計算式は以下の通りです

保険期間	死亡保険金額
第 1 保険期間*	基本保険金額 + 基本保険金額 × 逓増率 × 死亡日までの契約応当日の回数
第 2 保険期間*	基本保険金額 + 基本保険金額 × 逓増率 × 15

*契約日からその日を含めて 15 年間で「第 1 保険期間」、第 1 保険期間満了日の翌日からその日を含めて終身にわたる期間を「第 2 保険期間」とします。

4. 死亡保険金額および解約返戻率例

基本保険金額（一時払保険料）：1,000 万円 保険期間：終身

男性	逓増率	第 2 保険期間の死亡保険金額 ^{*1}	解約返戻率 ^{*2} (経過年数) ^{*3}		
			5 年	10 年	15 年
50 歳	1.6001%	1,240 万円	100.3%	104.1%	107.6%
60 歳	1.0357%	1,155 万円	99.5%	103.1%	106.2%
70 歳	0.5698%	1,085 万円	98.5%	101.6%	104.0%

女性	逓増率	第 2 保険期間の死亡保険金額 ^{*1}	解約返戻率 ^{*2} (経過年数) ^{*3}		
			5 年	10 年	15 年
50 歳	1.9941%	1,299 万円	100.3%	104.2%	108.1%
60 歳	1.3375%	1,200 万円	99.6%	103.4%	107.0%
70 歳	0.7870%	1,118 万円	98.9%	102.3%	105.3%

*1 保険金額は万円未満を切り捨てした値となります。

*2 解約返戻率 (%) は、解約返戻金額 ÷ 一時払保険料 × 100 (小数第二位切り捨て) で計算しています。

*3 経過年数は契約日から起算した年数のことを表し、解約返戻率は各経過年数に該当する年単位の契約応当日の値となります。

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「ご提案設計書」などを必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

以上